

■第381回食品安全委員会

日時：平成23年5月12日（木）14：00～15：18

傍聴者：30名

議事概要：

（１）腸管出血性大腸菌食中毒について

- ・厚生労働省からの報告。今後、食品安全委員会に生食用食肉の基準設定に関する評価要請を行うことを説明。

委員長より、本件が国民の健康に与える影響の大きさに鑑み、円滑なリスク評価を確保するため、諮問文書を提出する際には、リスク評価に必要なデータもしっかりと揃えて提出してほしい旨の要求がなされた。

（２）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

1）動物用医薬品又は動物用医薬部外品のうち、動物体に直接適用しない動物用殺虫剤であって、用法、有効成分の特性等から、食用に供する動物及び食用に供する乳、卵等の生産物を生産している動物が暴露される可能性がないものの承認、再審査又は再評価を行う場合

- ・農林水産省からの説明。
- ・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

（３）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○動物用医薬品 2品目

- 1）ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストラック）
 - 2）アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（ピレキシシン10％）
- ・農林水産省からの説明。
 - ・本2件について動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。
 - * 1）牛の分娩直後の乳房炎発生率の低減に用いられます。
 - * 2）豚（哺乳豚を除く）の細菌性肺炎における解熱に用いられます。

○肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格の改正について

- ・農林水産省からの説明。
- ・食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当することが確認された。

○家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく輸入検疫措置の運用について定めた「動物性加工たん白の輸入一時停止措置について（平成17年8月12日付け17消安第2891号農林水産省消費・安全局長通知）」の改正について

- ・農林水産省からの説明。
- ・食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当することが確認された。

（４）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1）添加物「（3-アミノ-3-カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物」に係る食品健康影響評価について

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*（3-アミノ-3-カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩は、アスパラガス、セロリ、コールラビ、うんしゅうみかん、スイートコーン、緑茶等の食品中に存在する成分であるとされています。欧米において、魚介製品といった加工食品に、香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

2）農薬「ピリベンカルブ」に係る食品健康影響評価について

- ・「ピリベンカルブの一日摂取許容量（A D I）を0. 0 3 9 m g / k g 体重／日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
- * 殺菌剤で、きゅうり、キャベツ、りんご等への新規農薬登録申請がされています。

（５）食品安全委員会の４月の運営について

- ・事務局から報告。